

手続きを
お忘れなく!!

始まります

雇用不安や世界的な経済危機を迎え景気後退が深刻化している中、国では地域経済対策の一つとして住民への生活支援を目的とした「定額給付金」と「子育て応援特別手当」を支給することになりました。

対象となるすべての町民の方が給付を受けるため、町では役場内にプロジェクトチームを設置して万全を期して取り組んでいます。

定額給付金

は、こんな制度

対象者は？

給付を受ける対象者は「基準日」（平成21年2月1日）において、次の要件のいずれかに該当する方です。後日、役場から世帯ごとに文書（申請用紙同封）により連絡を差し上げます。

①安平町の住民基本台帳に基準日より前に記録されている方

②安平町の外国人登録原票に登録されている方（特別永住者等）

給付される額は？

給付額は1人につき1万2千円です。ただし、基準日において65歳以上または18歳以下の方については、1人につき2万円になります。

計算例 4人家族で父親40歳、母親38歳、子どもが10歳と8歳の場合は6万4千円となります。（1万2千円×2名+2万円×2名）



給付する方法等

役場から受給対象者に対し、世帯ごとに「連絡文書、申請用紙、返信用封筒」を郵送します。次の方により申請してください。

◆申請書に住所、氏名、年齢、給付金額などが印字されていますので、内容を確認してください。

世帯主（申請者）の氏名欄に記名押印、同封した返信用封筒に入れ郵便により申請する方法と、役場窓口に直接持参して申請する方法の2通り

があります。

給付金は受給者（申請者）が指定した口座へ振り込みますが、振込による受取が困難な場合に限り現金による交付を行います。

※詳細については、各世帯に3月下旬に送付する連絡文書等でご確認いただき、印字された内容に誤りがある場合には、修正・訂正のうえ提出願います。

本人と振込口座確認にご協力を！

申請書に必要な書類などの確認に当たっては、郵送または窓口における申請のいずれの場合においても、申請者の公的身分証明書（運転免許証・パスポート・健康保険被保険者証・外国人登録証明書など）による本人確認と、振込口座の確認を行います。郵送による申請の場合は、公的身分証明書の写し及び振込口座の通帳の写しを同封。また、窓口で直接請求される場合は、証明書及び通帳の写しをとりまますので、確認書類を持参することになります。

※町の水道料、税金等の引き落としなどに使用している金融機関の口座を定額給付金の振込口座として希望する方は通帳の写しを添付する必要があります。

申請窓口は？

今回の定額給付金の申請窓口は、早来、追分両庁舎の「住民総合相談室」です。

申請期限は？

安平町が行う定額給付金の申請期限は9月を予定していますが、現在検討中ですので決まり次第皆様にお知らせします。

その他の留意点

- 安平町が行う定額給付金事業には、所得制限は設定していません。
- 基準日以降に転出される方も安平町から給付されますので、転出先に郵送により連絡文書等を送付します。
- 期限までに申請を行わないと給付金を辞退したと見なすこととなります。施設入所や病院に入院されている単身世帯のご家族が